

平成 22 年度 第 10 回年金業務監視委員会 議事要旨

- 1 日時 平成 23 年 2 月 28 日（月）17:00～19:10
- 2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 11 階 総務省第 3 特別会議室
- 3 出席者
（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 草野委員 村岡委員
吉山委員
（総務省）内山総務大臣政務官
田中行政評価局長 宮島年金業務監視委員会事務室長 讃岐総務課長
平野評価監視官 明渡評価監視官
（厚生労働省）大塚厚生労働副大臣
古都総務課長 藤原事業企画課長 榎本年金記録回復室長
（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 石塚理事 町田国民年金部長
（有識者）廣瀬幸一氏 磯村元史氏

- 4 議事次第
「運用 3 号」について

5 会議経過

- 大塚厚生労働副大臣から経過報告
 - ・ 第 3 号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について、配布資料に基づき、報告があった。
 - ・ 運用 3 号の内容を決定した経緯については、対応策について、年金記録回復委員会に諮りつつ、昨年 3 月 29 日に当時の厚生労働大臣の下で今回の対応案を決定し、昨年 12 月 14 日に実務的な通知について回復委員会に報告し、翌 12 月 15 日に通知を発出したものである。
 - ・ 運用 3 号の根本的な問題として、①年金行政あるいは年金行政の事務には一切間違いはないのだという無謬性の上に、長年、運営されてきたこと、②旧社会保険庁が、裁定請求書の提出時点で第 3 号被保険者と配偶者との突合等をきちんと行っていなかったことの 2 点が原因として挙げられるものと考えている。
 - ・ 運用 3 号について様々な御指摘があることは承知しており、年金業務監視委員会の皆様方の御意見も拝聴しつつ、最終的には監視委員会から総務大臣に意見が上がり、その総務大臣の御意見を厚生労働省として承って、最終的な今後の対応を決めさせていただきたい。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 前回の委員会において、運用 3 号については、①法的な問題がある、②不公平だという実質論、③不公平な取扱いを行政が行うということは、年金制度に対する信頼を揺るがすことになるのではないか、という主に 3 つの意見が出さ

れたことに対し、①については、内閣法制局の審査を受けた質問主意書答弁において、総合的には法的に大きな問題があるとは必ずしも言えないとの見解を示しており、②及び③については、公平性の観点から議論を進めるにあたって、委員の皆様から御指導いただきたいとの回答があった。

- ・ 年金記録回復委員会で意見を聞いただけで、日本年金機構の現場の声が十分に吸い上げられていないのではないかとこの意見に対し、解決策の検討過程で、現場の声を把握したかは承知していないが、組織の体質の問題として、今後も解決していかなくてはならない点だと思っているとの回答があった。併せて、無謬を前提としたために、年金記録に関し修正しなければならないケースが生じた際に、法的な裏付けを持って決定するボードがない点が問題との回答があった。
 - ・ 法的に許されない措置を課長通知で出すという決定をしたこと自体が問題であり、立法の場も含め、他の場で議論していくことを考え、無謬性にとらわれないことが求められているとの意見に対し、昨年3月29日に最終的に厚生労働大臣としての対応策を決定したものであり、必ずしも法的に問題があるものではなく、通知はあくまでも日本年金機構に対する事務的な行政文書であるとの回答があった。
 - ・ 運用3号問題は、社会保障審議会年金部会や民主党の関係部会等でもう少し開かれた議論を行い、国民に情報提供をしていただきたいとの意見に対し、年金記録回復委員会の公開の場で議論を行ってきたが、年金業務監視委員会でフォローをしていただく仕組みができたので、厳しく御指導いただきたいとの回答があった。
- 運用3号の対応状況について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行い、第3号から第1号被保険者への種別変更件数について資料に基づき、説明があった。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・ 各年金事務所等に対する事前の運用3号の取扱方法や開始時期の周知が不十分なため、該当するかしないかなど現場や国民に混乱を招いているのではないかとこの質問に対し、現場の混乱を防ぐため、11月12日に開始時期は未確定として実務的な説明会を開催したとの回答があった。
 - ・ 運用3号の受付を行ったとする2,331人について、どのような経緯で適用されたのかとの質問に対し、裁定請求の受付時期や判明経緯など、おおまかな数値は分かるので、整理ができた段階で、後日報告するとの回答があった。
- 有識者からのヒアリング
- (1) 廣瀬氏（社会保険労務士）
- ・ 社会保険労務士であり、年金記録回復委員会委員である廣瀬氏から、パネル

に基づき、運用3号に該当する実例を紹介するとともに、運用3号は不公平を是正するのではなく、逆に不公平を作り出す異常な状態であり、全く認められず、速やかにやめるべきであるとの意見が述べられた。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・ 年金記録回復委員会の中での議論や廣瀬氏への御主張に対する他の委員の意見についての質問に対し、私の意見が間違いであるという声はなく、なぜ意見が通らないのかが分からないとの回答があった。

(2) 磯村氏（年金記録回復委員会委員長）

- ・ 配布資料に基づき、「3号不整合記録」問題を年金記録回復委員会で審議した経緯、抜本的改善方策等について説明があった。
- ・ 第3号不整合記録は、平成21年秋の旧社会保険庁職員等アンケートで把握されたもので、その後、年金記録回復委員会及び実務検討会で10回以上議論している。この問題は、設置要綱の「正しい記録に（中略）関連する事項」に該当するため、回復委員会で審議したと理解している。
- ・ 不整合記録の新規発生の防止策を早急に徹底しなければならないが、詳細なデータは現在開発中のシステム抽出を待たなければならないことや法改正はすぐに可能ではないという状況において、永年にわたり行政の記録を信頼してきた人の生活の安定を図りつつ、速やかに対応するため、運用3号が現実的かつ緊急避難的な措置とされたものである。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答等があった。

- ・ 運用3号の取扱いによる不公平についてどのように考えるかとの質問に対し、システム抽出の結果が出ておらず、具体的なデータはないが、年金記録問題に関わっている者の感覚として、不公平となる人よりも年金の記録を信頼して生活の安定を図らなければならない人の方が多数いると考えたとの回答があった。
- ・ 運用3号の対象者の多くが年金記録を信頼してきた善意の人と判断されたと思われるが、正しく届出を行わなかった人は、年金制度を知らなかった人ばかりではなく、意識して届出を行わなかったという人も少なからずいるのではないかと意見があった。
- ・ 運用3号の問題は、年金記録回復委員会の公開の場で審議し認めたものという回復委員会に責任を負わせるような意見があることに対し、回復委員会は助言機関であり、運用3号を認める権限はないとの回答があった。

(3) 吉山委員（社会保険労務士）

- ・ 配布資料に基づき、運用3号に該当する実例、昨年種別変更手続きを行ったため該当しない実例が紹介された。

○ 上記の報告、ヒアリング終了後、委員間でフリートーキングなどが行われた。

- 行政評価局長から、内山政務官の以下の私案について紹介され、今後の委員会の審議の参考とすることとなった。
 - ・ 対応策として、「時限立法」により特例納付（過去の未納期間分を納付できる。）を実施する。なお、特例納付する資力のない者には、特例カラ期間（新設設置）を認め、受給資格に係る合算対象期間とする。
- 委員会としては、運用3号について、引き続き、厚生労働省の検討状況を踏まえつつ、調査審議することとなった。
- 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

（注）速報につき、訂正の可能性あり。

（文責 年金業務監視委員会事務局）